

煙火消費における保安距離の基準(神奈川県)

1 目的

火薬類取締法施行規則（以下「規則」という。）第56条の4第4項第1号の規定に基づき、打揚煙火の打揚筒及び仕掛煙火の設置場所から保安物件又は観衆等の集合する場所までの確保すべき安全と考えられる距離（以下「保安距離」という。）を具体的に定め、煙火消費に伴う災害を防止することを目的とする。

2 適用範囲

この基準は、県内で消費する打揚煙火及び仕掛煙火に適用する。

3 用語の定義

(1) 保安物件

道路、鉄道、建築物等煙火消費に伴う万一の災害事故から保護すべき物件をいう。

ただし、次に掲げるものは、保安物件とはみなさないことができる。

ア 交通規制によって警察署及び道路管理者等の同意を得られる道路

イ 総合的対策が実施される主催者所有の建築物

ウ 総合的対策が実施される建築物（打揚筒から保安距離の1/2以内の建築物を除く。）

(2) 総合的対策

次の条件を全て満たす対策をいう。

ア 保安物件とみなさないことについての所有者等の同意が得られること。

イ 消費時間帯に人が保安物件の内外に出入りしないこと。

ウ 保安物件に対する災害対策及び消火体制を実施すること。

(3) 打揚方法の制限

玉に方向性を与えるために取手、なわ又はひも等を玉に付けて打揚げる保安上の措置をいう。

(4) 玉数等の制限

親みちへの着火を確実にするために、着火線その他を親みちに付けた4号玉以下の打揚煙火を使い、玉数を150個以下に制限する保安上の措置をいう。（スターメイン方式の打揚煙火を含む。）

(5) 煙火玉の種類

ぽか物：少量の割火薬を用いた重量の軽いものをいう。（例）号砲、段雷、柳等

割り物：多量の割火薬を用いた重量の重いものをいう。（例）菊、牡丹等

4 打揚煙火（信号用及び観賞用）

打揚煙火の保安距離は、煙火玉の大きさ及び種類に応じて別表1のA級の距離以上とする。

ただし、打揚方法の制限をすることにより、煙火玉の大きさ及び種類に応じて、別表1のB級の距離とすることができる。

また、併せて玉数等の制限をすることにより、煙火玉の大きさ及び種類に応じて、別表1のC級の距離とすることができる。

5 仕掛煙火

仕掛煙火の保安距離は、別表2の「仕掛煙火の分類」の種類ごとに別表3の距離以上とする。ただし、飛翔するもののうち蜂については、直接筒から打揚げることを禁止する。また、水中花火において、人の集合する方向への放出又は打ち込みは極力さけること。

6 斜め打ちの特例

(1) 対象

第4項（打揚煙火）及び第5項（仕掛煙火）について、上方以外に傾けた打揚筒で消費する場合とする。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 仕掛煙火のうち、別表2のⅡ1、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ及びⅥに分類されるもの

イ 保安のために、通路、人の集合する場所、建物等が無い方向へ筒をわずかに傾けて消費するもの

(2) 取扱条件

斜め打ち（打揚煙火及び仕掛煙火のうち別表2のⅠに分類されるものに限る）は、ア～ウに掲げる規定を満たすこととする。

ア 筒を傾ける方向

観覧席等人が集合する場所が無い方向

イ 煙火玉の大きさ

8号玉以下（5号玉超の煙火の斜め打ちは、2.5号玉以上の斜め打ちの実績がある者に限る。）

ウ 筒の固定の確認

試射を行う場合を除き、自身又は他者の実績に基づき、発射の衝撃で角度、方向が変わらないことを確認

(3) 保安距離

斜め打ちを行う際の保安距離は、次のとおりとする。

ア 打揚煙火は、別表4及び同表別図に規定する距離以上

イ 仕掛煙火は、別表5（別表2の「仕掛煙火の分類」の種類ごと）及び別表4別図に規定する距離以上

7 その他

本基準に規定する煙火以外の煙火を消費する場合は、煙火の仕様、取扱い方法及び消費現象についての資料等に基づきその都度協議する。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成7年7月1日から施行する。

2 「火薬類の許可申請等に関する基準」（昭和53年5月1日施行）は、廃止する。

(経過措置)

3 平成6年度において消費したものと同一の方法で実施する場合にあっては、平成8年6月30日まで旧基準の適用を認める。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成9年4月1日から施行する。

附 則
(施行期日)

1 この基準は、平成29年4月1日から施行する。

附 則
(施行期日)

1 この基準は、令和2年4月1日から施行する。

別表1

打揚煙火の保安距離

玉の号数	保安距離		A級	B級	C級
	玉の大きさ		(m)	(m)	(m)
2.5	7.5cm (直径)	ぼか物	100	40	35
		割り物	100	65	50
3	9cm	ぼか物	140	65	45
		割り物	140	100	60
4	12cm	ぼか物	150	75	50
		割り物	150	110	70
5	15cm	ぼか物	220	150	—
		割り物	220	200	—
6	18cm		250	220	—
7	21cm		250	220	—
8	24cm		250	—	—
10	30cm		300	—	—
15	45cm		300	—	—
20	60cm		400	—	—

別表 2

仕掛煙火の分類

I スターマイン

打揚筒を多数連ねて立て、大小の煙火を連続して打揚げるもの

- (1) 玉の直径が6 c m以上のもの
- (2) その他のスターマイン

II 小型煙火

- 1 噴出、回転、推進及び音・光（爆竹、雷粒、笛、フラッシュ等）で発射薬を使用しない仕掛煙火

(1) 設置固定した場所から動かないもの

ア 噴出し、吹上げ ……(例) 噴水、ジャープ、手筒 等

イ 回転 [III(1)ウを参照]

ウ 音 ……(例) 爆竹、雷粒、笛 等

エ 光 ……(例) フラッシュ、エアースト 等

(2) 推進、飛翔するもの

ア 推進 ……(例) 小型ロケット、流星、水中金魚 等

イ 飛翔 ……(例) 笛、蜂 等

- 2 球状若しくは円筒形の星粒（乱玉、トラ、花束 等）及び球状若しくは円筒形の玉（小割、音、飛翔 等）を発射薬を使用して連続的に打揚げる仕掛煙火

(1) 星粒のみで二次点火しないもの

ア 乱玉 ……(例) キャンドル、コメット 等

イ 花束 ……(例) マイン 等

(2) 二次点火するもの

ア 小割（球状の玉）等

イ 音 ……(例) 笛 等

ウ 飛翔、浮遊 ……(例) 蜂 等

III わく物・綱仕掛

わく物は、文字、絵型等を木又は竹等で組んだ枠に焰管を取付け、一斉に焰管を燃焼させ、文字や絵型を見せるもの。綱仕掛は、ロープに間隔をおいて焰管を取付け、ロープを水平や山形にして、滝や山を見せるもの。

(1) わく物 ア わく物

イ わく物に雷粒、爆竹等の爆発音を発するものを付属する場合

ウ 軸物(回転) ……(例) 大火輪、中火輪、紡車花 等

(2) 綱物 ……(例) ナイアガラ滝、富士の霊峰 等

IV 水中花火・地上花火等

水面、地面又は空中に球状の煙火又は焰管を固定、打ち込み又は点火して投げ込んで開発させるもの。

(1) 水中花火 ア 水中金魚

水面に焰管(水中金魚等)を発射筒等を用いて放出又は打ち込み、その焰管が計画水面に浮かび、火花又は火の粉を吹きながら走行するもの。

イ 水上花火

球状の煙火を用いて水面で開かせるもの

(2) 地上花火 球状の煙火を用いて地上で開かせるもの

V I～IVに属さない仕掛煙火

VI 効果用仕掛煙火

映画、若しくは放送番組の製作、演劇、音楽その他芸能の公演、スポーツの興行又は博覧会その他これに類する催しの実施において演出用に用いられる仕掛煙火

別表 3

仕掛煙火の保安距離

区分	仕掛煙火の内容等の種類		取扱条件		保安距離	
I スター マイン	打揚筒を多数連ねて立て、大小の煙火を連続して打揚るもの	(1) 玉の直径が6cm以上のもの	/		打揚煙火の保安距離を準用する	
		(2) その他のスターマイン			II 2若しくはVの保安距離とする	
II 小型 煙火	1 噴出、回転、推進及び音・光(爆竹、雷粒、笛、フラッシュ等)で発射薬を使用しない仕掛煙火	(1) 設置固定した場所から動かないもの	ア 噴出し、吹上げ	地面に垂直に設置、固定が確実に行われていること	10m又は火の粉の飛散範囲の1.5倍以上	
			[手筒花火]	別表の手筒花火の保安距離等のとおり		
			イ 回転	/		III (1) ウに規定
			ウ 音 エ 光	設置、固定が確実に行われていること	10m又は火の粉の飛散範囲の1.5倍以上	
		(2) 推進、飛翔するもの	ア 推進 イ 飛翔	煙火の仕様、取扱方法及び消費現象についての情報を収集し、安全に取り扱うこと	煙火の仕様、取扱い方法及び消費現象についての資料をもってその都度協議する	
		2 球状若しくは円筒形の星粒(乱玉、トラ、花束等)及び球状若しくは円筒形の玉(小割、音、飛翔等)を発射薬を使用して連続的に打揚げる仕掛煙火	(1) 星粒のみで二次点火しないもの	ア 乱玉 イ 花束	打揚筒が転倒しないよう確実に設置、固定され、星粒は不点火、遅燃性のものを使用しないもので、かつ、その飛散範囲の予測が15m以内であること	20m以上
(2) 二次点火するもの	ア 小割 イ 音 ※球状の玉を含まない		打揚筒が転倒しないよう確実に設置、固定され、火の粉が地上まで落下せず、かつ、その飛散範囲の予測が25m以内であること	30m以上		
	ア 小割 イ 音 ウ 飛翔、浮遊 ※球状の玉を含み、打揚筒の内径が5cm以内のもの		打揚筒が転倒しないよう確実に設置、固定され、火の粉が地上まで落下せず、かつ、その飛散範囲の予測が30m以内であること	40m以上		

区分	仕掛煙火の内容等の種類		取扱条件	保安距離	
Ⅲ わく物・網仕掛	わく物は、文字、絵型等を木又は竹等で組んだ枠に焰管を取付け、一斉に焰管を燃焼させ、文字や絵型を見せるもの。 網仕掛は、ロープを水平や山形にして、滝や山を見せるもの	(1)わく物	ア わく物	仕掛煙火を取り付ける枠若しくは網の設置固定が確実に行われていること	枠組みの高さの1.5倍以上の距離 (最低5m以上)
			イ わく物に雷粒、爆竹等の爆発音を発するものを付属する場合		30m以上
	ウ 軸物 軸を固定し、車を回転させるために噴射筒(噴き出し等)を取り付けたもの	①正面方向 10m以上 ②円周方向 火の粉の到達しない距離			
		(2)網物		10m以上	
Ⅳ 水中花火・地上花火等	水面、地面又は空中に球状の煙火又は焰管を固定、打ち込み又は点火して投げ込んで開発させるもの	(1)水中花火	ア 水中金魚 水面に焰管(水中金魚等)を発射筒等を用いて放出又は打ち込み、その焰管が計画水面に浮かび、火花又は火の粉を吹きながら走行するもの	①計画水面を設定し、計画水面を確実に放出又は打ち込むことを条件とする、計画水面の端からの保安距離 ②水中金魚等を放出又は打ち込む発射筒等の設置場所からの保安距離	①20m以上 ②玉の大きさに応じた打揚煙火の保安距離の1/2以上とする
			イ 水上花火 球状の煙火を用いて水面で開かせるもの	①船(ボート等)を走行させ、船上から煙火の導火線に点火し、水面に投げ込み、煙火を開かせる場合の投下させる位置からの保安距離 ①打揚筒を所定の角度に傾斜させ、計画水面に煙火を打ち込んで開かせる場合、若しくは煙火を計画水面に浮かべ、又は水面近くに設置して点火して開かせる場合の計画水面の端からの保安距離 ②煙火を放出又は打ち込む打揚筒等の設置場所からの保安距離	①煙火のある場所から煙火の開く半径の1.2倍以上とし、概ね次の距離とする。 9cm玉 → 50m 12cm玉 → 60m 15cm玉 → 110m 18cm玉 → 120m 21~24cm玉 → 160m 30cm玉 → 180m ②玉の大きさに応じた打揚煙火の保安距離の1/2以上とする
		(2)地上花火 ※ 玉の直径が21cm(7号玉)以下のもの	煙火を地面又は空中に置く場合は、石等が飛散しないように措置する 煙火を設置する場合の煙火と煙火の間隔は、隣接する煙火を飛ばさないような安全な距離とし、概ね次の距離を目安とする 12cm玉 → 1m以上 15~18cm玉 → 2m以上 21cm玉 → 3m以上	使用する煙火の開く半径以上の距離 Ⅳ(1)イ①参照	

区分	仕掛煙火の内容等の種類	取扱条件	保安距離
V その他	I～IVに属さない仕掛煙火	煙火の仕様、取扱方法及び消費現象についての情報を収集し、安全に取り扱うこと	煙火の仕様、取扱い方法及び消費現象についての資料をもってその都度協議する
VI 効果用	映画、若しくは放送番組の製作、演劇、音楽その他芸能の公演、スポーツの興行又は博覧会その他これに類する催しの実施において演出用に用いられる仕掛煙火	煙火の仕様、取扱方法及び消費現象についての情報を収集し、安全に取り扱うこと	煙火の仕様、取扱い方法及び消費現象についての資料をもってその都度協議する

別表：手筒花火の保安距離等

1 手筒花火について 噴出煙火のうち、人が手に持って、若しくは人が手に持ってさらに移動しながら消費するものとする。			
2 保安距離			
装薬量	筒の吹き出し方向の前後に対する距離(※)	筒の側面に対する距離	筒相互間の距離
300g未満	直立点火 — 直立点火以外 10m	5m	3m
300g以上 600g未満	20m	10m	
600g以上 1,200g未満	30m	15m	
1,200g以上 1,800g未満	40m	20m	
1,800g以上 3,000g未満	60m	30m	
(※) 吹き出し方向の前後に十分な高さのパネル又は防災シートによる防護幕を張る等、十分な危害予防の処置をした場合は、この限りでない。			
3 取扱条件			
(1) 消費中の移動範囲(消費区域)を明示し、手筒花火が正常な吹き出しを始めた後は、観客に対して、十分な安全な保安距離を確保する。			
(2) 吹き出し口及び筒底を観客に向けぬよう、手筒花火を持つ姿勢には十分注意すること。			

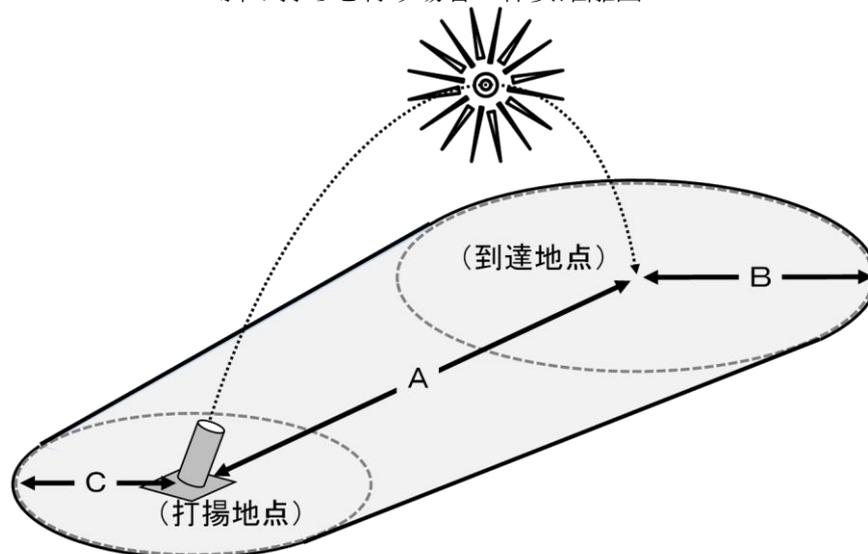
別表 4

打揚煙火の斜め打ちを行う場合の安全距離等

玉の号数	玉の大きさ (直径)	安全距離等		到達距離A (m)	到達地点 安全距離B (m)	打揚地点 安全距離C (m)
		打揚筒の仰角				
2. 5	7.5cm	0° ~ 20°		318	86	100
		20° ~ 40°		342	148	
		40° ~ 60°		337	191	
		60° ~ 80°		260	196	
3	9cm	0° ~ 20°		361	113	140
		20° ~ 40°		394	181	
		40° ~ 60°		389	229	
		60° ~ 80°		302	233	
4	12cm	0° ~ 20°		428	125	150
		20° ~ 40°		476	202	
		40° ~ 60°		471	256	
		60° ~ 80°		370	259	
5	15cm	0° ~ 20°		488	141	220
		20° ~ 40°		552	225	
		40° ~ 60°		549	283	
		60° ~ 80°		434	287	
6	18cm	0° ~ 20°		520	155	250
		20° ~ 40°		594	243	
		40° ~ 60°		592	304	
		60° ~ 80°		470	307	
7	21cm	0° ~ 20°		551	165	250
		20° ~ 40°		635	256	
		40° ~ 60°		633	319	
		60° ~ 80°		505	321	
8	24cm	0° ~ 20°		581	189	250
		20° ~ 40°		676	283	
		40° ~ 60°		675	348	
		60° ~ 80°		541	350	

別図

斜め打ちを行う場合の保安距離図



別表 5

仕掛煙火の斜め打ちを行う場合の安全距離等

区分	仕掛煙火の内容等の種類		安全距離等	
I スター マイン	打揚筒を多数連ねて立て、大小の煙火を連続して打揚るもの	(1) 玉の直径が6 c m以上のもの	打揚煙火の斜め打ちを行う場合の保安距離を準用する	
		(2) その他のスターマイン	II 2 の保安距離とする	
II 小型 煙火	2 球状若しくは円筒形の星粒（乱玉、トラ、花束等）及び球状若しくは円筒形の玉（小割、音、飛翔等）を発射薬を使用して連続的に打揚げる仕掛煙火	(1) 星粒のみで二次点火しないもの	ア 乱玉 イ 花束	A：煙火の到達距離 B：到達地点における火の粉の飛散範囲の1. 2倍以上(最低20 m以上) C：打揚地点における火の粉の飛散範囲の1. 2倍以上(最低20 m以上)
		(2) 二次点火するもの	ア 小割 イ 音 ※球状の玉を含まない	A：煙火の到達距離 B：到達地点における火の粉の飛散範囲の1. 5倍以上(最低30 m以上) C：打揚地点における火の粉の飛散範囲の1. 5倍以上(最低30 m以上)
			ア 小割 イ 音 ウ 飛翔、浮遊 ※球状の玉を含み、打揚筒の内径が5 c m以内のもの	A：煙火の到達距離 B：到達地点における火の粉の飛散範囲の1. 5倍以上(最低40 m以上) C：打揚地点における火の粉の飛散範囲の1. 5倍以上(最低40 m以上)